

制度のご案内（特別医療費受給者のみなさまへ（ひとり親家庭・特定疾病）

特別医療費受給資格証を鳥取県内の医療機関の窓口で提示すると、医療費の助成が受けられます。受診の際は、必ず、マイナ保険証、資格確認書または有効な健康保険証と一緒に提示してください。

医療機関の窓口で支払う一部負担金（1医療機関ごと）

通院：530円/回（5回目以降無料）

※調剤薬局は無料

入院：1,200円/日

※「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けた人は、

入院負担上限：月16日以降無料

手続き（申請）が必要な場合

● 県外での受診や受給資格証を出し忘れたとき

受診月の翌月以降に、下の枠内のものを持って、下記の問い合わせ先で手続きしてください。

● 補装具を作られたとき

- ① 加入している健康保険の保険者から、保険給付分の支給を受けてください。
- ② 支給を受けた後に、下の枠内のものを持って、下記の問い合わせ先で手続きしてください。
(※境港市の国民健康保険の人は、手続き時に保険給付分の申請もあわせて行います。)

◇申請に必要なもの

- ・領収書（原本） ・特別医療費受給資格証
- ・振込口座（原則本人名義）が分かるもの

○補装具の場合は、下記のものも必要

- ・医師の指示書
- ・健康保険の給付決定通知書（境港市の国民健康保険に加入している人は不要）

<例1> 県外の医療機関で、医療費の支払額が800円だった場合

$$800円 - 530円 = 270円（助成額）$$

<例2> 県外の医療機関で4月に7日間入院し、医療費の支払額が20,000円の場合

$$20,000円 - (1,200円 \times 7日) = 11,600円（助成額）$$

注意事項

- ①更新・再交付等、新しい受給資格証を受け取られた際は、必ず医療機関に提示してください。
- ②所得の更正や世帯構成の変更などによって、受給要件を満たさなくなった場合は、受給資格証の返還を求める場合があります。
- ③保険の資格情報・住所等に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

《問い合わせ先》

境港市役所市民課保険年金係（本庁舎1階⑤番の窓口）

電話：0859-47-1035